

韓国知的財産ニュース 2016 年 8 月前期

(No. 324)

発行年月日：2016 年 8 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 弁理士法施行令一部改正令案の立法予告 (2016. 8. 5)
- 1-2 弁理士法施行規則一部改正令案の立法予告 (2016. 8. 5)

関係機関の動き

- 2-1 食薬処、医薬品特許情報の提供で製薬会社の海外進出を後押し (2016. 8. 1)
- 2-2 特許庁、ハングル商標公募展を実施 (2016. 8. 2)
- 2-3 特許庁、国際知財権紛争情報モバイルサイトを新設 (2016. 8. 3)
- 2-4 関税庁、海外直接販売について通関認証制度を実施 (2016. 8. 4)
- 2-5 中小企業中央会、知財権活用実態調査結果を発表 (2016. 8. 7)
- 2-6 未来部、「2016 年特許経営大賞」を発掘 (2016. 8. 9)
- 2-7 第 2 回特許情報活用アイデアコンテスト (2016. 8. 10)
- 2-8 2016 年創造発明教育学術大会を開催 (2016. 8. 11)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 アップル、サムスンの上告に棄却要請 (2016. 8. 1)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 特許庁、AI 知財権に関する研究を開始 (2016. 8. 1)
- 5-2 電力設備の異常を自動診断する特許出願が増加 (2016. 8. 7)
- 5-3 中国半導体市場の成長、国内人材流出への懸念も (2016. 8. 15)

法律、制度関連

1-1 弁理士法施行令一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016.8.5.)

弁理士法施行令一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

弁護士資格者等に除外されていた「実務修習」を弁理士試験合格者及び弁護士資格者の弁理士資格要件とする弁理士法の改正（法律第13843号、2016.7.28.施行）を受け、大統領令に委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 主要内容

イ. 実務修習の主な内容(案第2条)

弁理士資格を獲得するための実務修習を「集合教育(250時間)」と「現場研修(6カ月)」と区分し、集合教育及び現場研修機関の細部事項について規定する。

ロ. 弁理士の情報公開範囲(案第17条の4)

法律消費者の弁理士選任のために公開する情報に弁理士の専攻及び学位を追加する。

3. 意見の提出

弁理士法施行規則一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016年8月10日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:産業財産人材課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁産業財産人材課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号：35208)

電話番号：(042)481-5187、Fax：(042)472-3421

電子メール：dhyeo@korea.kr

1-2 弁理士法施行規則一部改正令案_立法予告

韓国特許庁(2016.8.5.)

弁理士法施行規則一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

弁理士法の改正（法律第 13843 号、2016.7.28. 施行）を受け、弁理士資格要件と関連する委任事項を反映し、弁理士資格証、登録申請書に関連事項を反映することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 集合教育の細部内容を規定（案第 2 条）

集合教育を共通科目と選択科目に区分して定め、集合教育機関は、集合教育を履修した者に集合教育終了証を発給し、集合教育実績、修了者名簿等に関する資料を特許庁長に提出するように規定する。

ロ. 現場研修の細部内容を規定（案第 3 条）

特許法人等の現場研究機関は、現場研修対象者を指導できる人材を保有し、現場研修を受けた者に現場研修確認書を発給するように定め、特許庁長は、現場研修実態を点検及び指導できるように規定する。

ハ. 実務修習の不認定事由(案第 4 条)

実務修習の出欠管理に不備があり、実務修習を受けたことを証明することが困難な場合、実務修習の履修実績が特許庁長が定め告示する基準に満たない場合等に該当する場合、当該実務修習を認めないか、又はその一部だけを認められるようにする。

二. 弁理士資格証、登録申請書に関する変更事項を規定(案第4条の2、第6条)
弁理士実務修習を履修した者に弁理士資格証を発給し、弁理士登録を申請する場合、弁理士資格の有無を確認して登録をするよう、関連規定を改正する。

3. 意見の提出

弁理士法施行規則一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016年8月10日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:産業財産人材課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

- 特許庁産業財産人材課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟
(郵便番号：35208)
電話番号：(042)481-5187、Fax：(042)472-3421
電子メール：dhyeo@korea.kr

関係機関の動き

2-1 食薬処、医薬品特許情報の提供で製薬会社の海外進出を後押し

食品医薬品安全処(2016.8.1.)

- 食品医薬品安全処は、ブラジルへの医薬品輸出を希望する国内製薬会社が特許情報を把握することをサポートするために、「ブラジル医薬品特許満了日等詳細情報」を来る7月28日から提供すると明らかにした。
- 同情報は、中南米諸国の中で最大規模の医薬品市場を持つブラジルの特許情報の把握を支援することで、国内製薬会社のブラジル医薬品の輸出を活性化させるために作成された。

- 特許情報には、ブラジルの市場動向、市場規模、製薬会社の要請等を考慮して選定した抗がん剤、勃起不全治療剤等 93 品目 (47 成分) について、▲特許満了予定日、▲特許登録日、▲特許権者、▲特許技術内容要約及び詳細説明等の内容が盛り込まれている。
- 特に、特許満了予定日や特許技術内容の詳細な説明等も含まれており、製薬会社が輸出品目や輸出の時期を決めるのに有用に活用されるものとみられる。
- ちなみに、国内製薬会社のメキシコへの医薬品輸出を支援するために、今年 5 月から食薬処のホームページ等を通じて「メキシコ医薬品特許詳細情報」を提供している。
- 食薬処は、今回の特許情報提供が海外市場の開拓を通じて新しい成長エンジンを探る製薬企業に役立つことを期待しており、今後中南米の医薬品の主要国であるアルゼンチンとコロンビアに対する特許詳細情報も追加で提供する計画であることを明らかにした。

※ アルゼンチン (2016. 9 月)、コロンビア (2016. 11 月)

- 詳しい内容は、食薬処のホームページ (www.mfds.go.kr) → 「医療製品の輸出支援」バナー → 医薬品 → 特許情報又は医薬品特許インフォマティクスホームページ (medipatent.mfds.go.kr) → 「中南米特許情報」にて確認することができる。

2-2 特許庁、ハングル商標公募展を実施

韓国特許庁 (2016. 8. 2.)

韓国特許庁は、ハングル (韓国語文字) 商標の使用拡大に向け、優れたハングル商標を選定して授賞すると 8 月 1 日に発表した。

- 「優秀ハングル商標」の選定及び授賞は、特許庁と文化体育観光部が共催し、国立国語院が協力して行う。
- 今回の公募展は、優秀なハングル商標を発掘して授賞することで、社会全般において外来語の商標や国籍不明のネット用語の商標等が溢れる中で 呼びやすく、

馴染みのありながら、洗練されたハングル商標の使用を勧めるために用意された。

<応募及び推薦>

- 参加を希望する人は8月1日から8月12日まで、特許庁のホームページを通じて本人登録商標を応募し、又は他人の登録商標を推薦することができる。
- 応募及び推薦の対象となるのは、2013年1月1日以降設定登録されたハングル商標で、他人の商標を模倣した商標や商標ブローカー所有の商標、審判・訴訟等現在紛争中の商標等は授賞対象から除外する予定だ。

<審査及び授賞作の発表>

- 国立国語院で事前審査(8.16~8.26)をした後、ネットユーザー投票(9.2~9.23)と国語専門家の審査点数を合算して美しい商標(文体部長官賞:1件)、きれいな商標(特許庁長賞:1件)、懐かしい商標(国立国語院長賞:5件)を選定し、今年10月4日~14日に受賞作の発表と授賞式を行う計画だ。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「ハングルの優秀性と韓国アイデンティティが強く感じられる美しい韓国語の商標は、馴染みがあって記憶に長く残り、顧客を引き付ける吸引力がむしろ外来語の商標より強い可能性がある。美しく洗練されたハングル商標を持続的に発掘して使用する等、着実な商標管理を通じて商品の認知度と商標の価値を高め、先祖からの遺産であるハングルを保存し活用する努力が必要だ」と話した。

2-3 特許庁、国際知財権紛争情報モバイルサイトを新設

電子新聞(2016.8.3.)

特許庁は「国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)」を携帯で見られる「国際知財権紛争情報モバイルサイト」を開設した。

IP-NAVIは、知財権の紛争情報を提供し、中小企業の知財権紛争対応支援(コンサルティング、訴訟保険事業)の申請を受け付けるポータルサイトである。

IP-NAVI モバイルサイトは、海外の知的財産権紛争に関する情報をリアルタイムで提供する。具体的には、サムスンと華為の事件等、韓国企業の主な知財権事件を綿密に分析した深層判例報告書(IP-Insight)を提供し、国別知財権制度や紛争の対応策等をまとめた知的財産権保護ガイドブックも提供する。

特許庁は、主な知財権紛争に関するニュースがメッセージで通知される「カカオトークプラス友達」も開設して運営している。

特許庁のチョン・ヒョンジン産業財産保護政策課長は「モバイルサイトとプラス友達を新設して利用者の利便性を高めている。良質の知財権紛争情報を提供することで、韓国企業が直面する海外の知財権紛争の予防と対応を支援していきたい」と話した。

シン・ソンミ記者 smshin@etnews.com

2-4 関税庁、海外直接販売について通関認証制度を実施

韓国関税庁(2016. 8. 4.)

- 韓国関税庁は、中国で人気の高い化粧品等韓国産製品の模倣品の違法流通による韓国企業の被害を防ぐために、8月4日から「海外直接販売の輸出通関認証制度」を施行する。
 - 「海外直接販売の輸出通関認証制度」は、海外から直接購買された物品の中で正式に輸出通関手続きを経た物品について関税庁の認証マーク(以下QRコード)を付着して輸出する制度である。
 - 物品を受領した海外購買者は、包装ボックスに付着されたQRコードをスマートフォンで読み込むと、正式に輸出されたものかどうかを簡単に確認することができる。
 - 今年上半期の中国からの直接購買額は7,633億ウォンと、前年同期比120%増加*したが、中国内のオンラインショッピングモールで韓国の人気ブランドの偽物が流通しており、中国のメディアでも韓国製品の偽物の取引問題が報道**される等、韓国企業の被害が懸念される状況だ。

* 統計庁の発表資料(2016. 8. 3)

** 韓国化粧品の新密輸及び偽物取引問題の報道(2016. 7. 25. 遼寧 TV、
2016. 7. 26. CCTV 等)

□ 関税庁は QR コードの盗用を防止するため、認証マークに有効期間を設定して、これを照会する時に購買者でしか分からない認証番号を入力して輸出通関情報を確認できるようにした。

○ また、関税庁が認証マークを業者にオンラインで提供すると、物流倉庫はこの認証マークが入っている送り状を印刷して包装ボックスに付着した後、海外に送るので、認証マークの発行に別途の費用が発生しない。

□ 同制度には現在、化粧品(アモーレパシフィック、シーメイト)、幼児用品(メイル乳業、ゼロツーセブン)、衣類(コオロンインダストリー)等、中国から人気の高い品目をオンラインで販売する 6 社が参加している。

○ 同制度に参加しているある会社の関係者は「中国の一人子政策の廃止や相次ぐ偽粉ミルク事件*等の影響で、これからも韓国製オムツやミルク等に対する海外直接販売は増え続けると見込まれ、認証制度が海外直接販売の拡大に後押しすることを期待する」と話した。

* 例) (2004 年)偽粉ミルク事件、(2008 年)メラミン混入粉ミルク事件、(2011 年)四川省偽ミルク事件、(2016 年 4 月)偽粉ミルク事件

□ 関税庁の関係者は「輸出通関認証制度の導入によって海外消費者の国内製品に対する信頼度が高まり、国内メーカーの輸出拡大はもとより、正式輸出通関を経て得られる多様な輸出企業への支援*を追加で受けられるため、企業競争力の向上にもつながると思われる」と述べた。

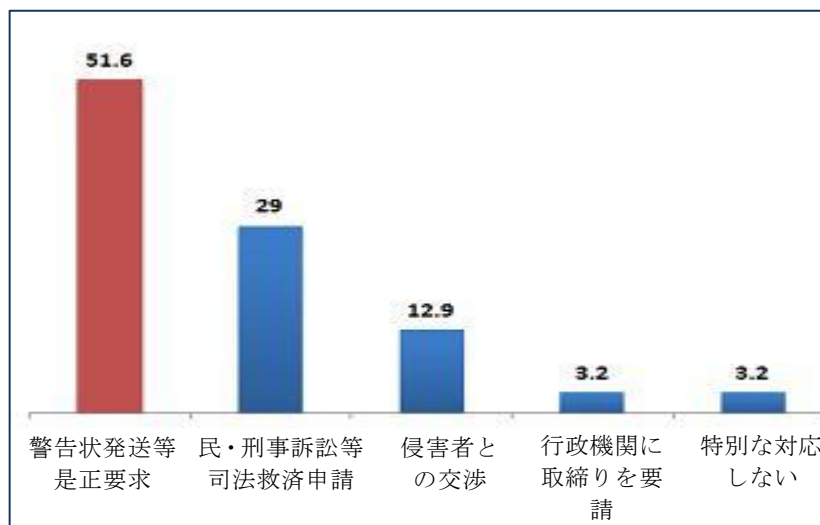
* 海外進出・マーケティング支援、低利融資支援等

○ 関税庁は、政府 3.0 の一環として参加会社を持続的に拡大し、運営上の問題点も随時点検して輸出通関認証制度が国内企業の輸出拡大につながるよう、支援を惜しまない方針だ。

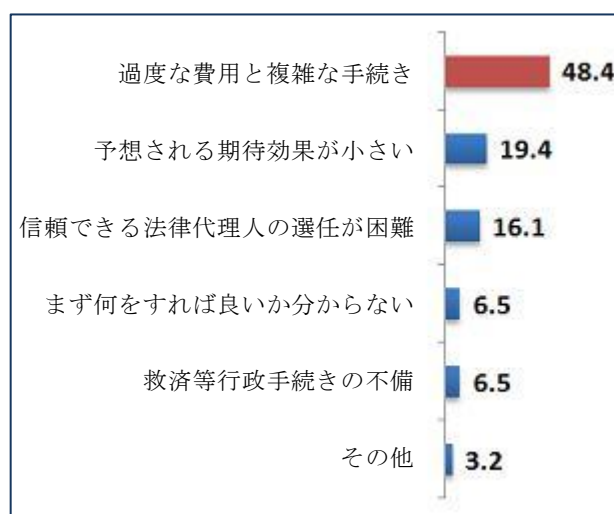
2-5 中小企業中央会、知財権活用実態調査結果を発表

中小企業中央会(2016.8.7.)

- 中小企業中央会が7月11日から22日まで、中小企業177社を対象に「中小企業知的財産権活用の実態調査」を実施した結果、
 - 韓国の中小企業が保有し、又は出願中の知的財産権は39.3件(保有35件、出願中4.3件)で、知的財産権が売上に普通以上の影響を及ぼすと回答した中小企業は74.0%に上った。
 - しかし、別途の専門人材・組織を通じて知的財産権を管理する中小企業は9.6%に過ぎず、75.7%に達する中小企業が兼任組織・人材により知財権を管理していることが分かった。
- 知財権の侵害等、紛争を経験した中小企業も17.5%に達しており、このうち41.9%は訴訟・紛争等で経営負担が増えたと答えた。
 - 特に、売上300億ウォン以上の中小企業の26.4%、従業員数100人以上の中小企業の23.4%が紛争を経験したことが分かり、企業規模が大きくなるほど知的財産権紛争が多くなるものと分析された。
 - 紛争を経験した企業は「警告状の発送等の是正要求」で対応したという回答が51.6%で最も多く、「民・刑事訴訟等、強力な司法救済の申請」で対応する企業が29.0%でその次となった。
 - また、紛争の対応時に最も困難を感じたものとしては、48.4%の企業が「過度な費用と複雑な手続き」を挙げた。



〈図1〉 知的財産権侵害の認識後の対応手段



〈図2〉 知的財産権侵害の対応時の隘路事項

- 一方、知的財産権に係る政府及び関係機関の支援策を活用した経験がある企業は21.5%に止まったが、支援策に対する満足度は比較的高いことが分かった。
- 特に、最も満足度が高い分野は「金融・事業化」(5.46/7点)分野で、次いで創出・権利化」(5.45/7点)、「教育・コンサルティング」(5.00/7点)の順だった。

- しかし、支援策を活用したことがない 78.5%の中小企業の場合、支援策を活用しなかった理由として「利用したいが、どの機関を利用すればいいかわからなくて」との回答が(32.4%)最も多く、これに対する改善策が必要であることが分かった。
- カン・ヨンテ「黄色い傘」控除事業本部長は「知的財産に係る施策は予算が 8 兆ウォンに達しており、創出(R&D)・権利化・金融・紛争予防等、多様な分野にわたってきめ細かく設計されているが、膨大な内容と複雑な手続きで中小企業にとってアクセスしにくいのも事実だ」とし、
- 「中小企業も知的財産権の重要性を十分認識しているが、大手企業のように専門人材や組織を備えることが現実的に容易ではないだけに、政府の支援策が大きな助けになると思われる。中小企業がより容易に希望する支援策にアクセスできるよう、改善策作りが切実だ」と述べた。

2-6 未来部、「2016年特許経営大賞」を発掘

電子新聞(2016.8.9.)

未来部が今年の特許経営優秀事例を発掘する。



〈昨年 11 月、ソウル小公洞ウェスティン朝鮮ホテルで開かれた「2015 特許経営大賞」の授賞式で、受賞者らが記念撮影をしている〉

未来創造科学部は ICT・電気電子分野の「2016 年特許経営大賞」の応募を来月末まで受け付けると 9 日明らかにした。

2011 年から未来部と韓国電子情報通信産業振興会 (KEA) 特許支援センターが開催してきた特許経営大賞は、国内の優秀企業と功労者を選定し、知的財産 (IP) 経営価値を広めるために行われている。

機関及び個人にそれぞれ授賞を行い、ICT・電気電子分野の機関又は従事者なら誰でも応募可能だ。一般の ICT 企業だけでなく、特許法人、研究所等 IP 専門機関にも機会が与えられる。

企業部門は、△特許の投資比重、△国内外の知財権出願・登録活動、△関連人材の現況、△知財権の活用及び紛争対応の経験等を主に評価する。個人部門の主な評価基準は、△経歴、△IP 資格の保有、△IP 研究実績等である。

授賞されるのは、未来創造科学部長官表彰と国家知識財産委員長表彰、特許庁長表彰等、計 36 点となる。

昨年の企業部門の大賞は、パテックとモジョンスラップ、アモテック等 5 社が受賞した。個人部門の大賞は、ユン・ドウヒョン LG 電子専門委員とチェ・ミンソ韓国電子通信研究院チーム長、ハ・ヨンジェトンバンデータテクノロジー代表等 5 人が受賞した。

応募を希望する人は、主管機関である KEA 特許支援センターのホームページ (www.ipac.kr) から申込書をダウンロードの上、電子メール (iamkwh@gokea.org) 又は郵便にて応募可能。授賞式は 12 月 8 日、江南のリッツカールトンホテルで開かれる予定だ。

ヤン・ソヨン IP ノミックスの記者 syyang@etnews.com

2-7 第 2 回特許情報活用アイデアコンテスト

韓国特許庁 (2016. 8. 10.)

- 特許庁は、特許やデザイン等、知的財産情報に対する国民の関心を高め、これを活用した起業を促進するために、「第 2 回特許情報活用アイデアコンテスト」を開催す

ると明らかにした。

- 特許庁の知的財産情報とは、特許・商標・デザイン等に対する出願又は登録された公開情報をいい、現在特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)と特許情報活用サービスのホームページ(<http://plus.kipris.or.kr>)で提供している。
- 今回のコンテストは、知的財産情報を活用したクリエイティブな「アイデア企画部門」と「サービス商品化開発部門」の2つの分野で行われ、韓国民なら誰でも応募できる。
 - アイデア企画部門では、知的財産情報を必要とする国民・企業に一層容易に提供できる斬新なアイデアを募集し、
 - サービス商品化開発部門では、人工知能、ビッグデータ、クラウドソーシング(Crowd Sourcing)等の最新のICT技術を活用したり、企業・商品等他の分野の公共データを結合させたサービスモデル(モバイルアプリ、ウェブサービス、S/W等)を募集する。
- 参加を希望する者は、8月10日(水)から9月18日(日)まで特許情報活用サービスのホームページ(<http://plus.kipris.or.kr>)にて申請することができる。
 - 当選作は、関連分野の専門家で構成された審査団の1次書類審査と2次発表審査を経て選定され、授賞式は9月28日(水)に開催される計画だ。
 - 各分野別の受賞者には、特許庁長賞、韓国特許情報院長賞と褒賞金(大賞300万ウォン)をそれぞれ授与し、行政自治部主催の第4回公共データ活用起業コンテスト本選(2016.11月)への推薦と特許庁の特許情報データの無償提供(1年)等、多様な特典が与えられる。
- 特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「今回のコンテストを通じて、クリエイティブな知財情報活用のアイデアが発掘され、起業にまでつながるように多くの関心と積極的な参加を期待する」と話した。

一方、2015年第1回コンテストの大賞は、「サービス商品化開発」部門の「特許ビッグデータ自動検索システム」が受賞したが、該当チームは現在、起業して活動している。

韓国特許庁と韓国発明振興会は「創造発明教育連合学会大会」を8月11日(木)午前10時、ソウル大学で開催する。

今年5回目を迎える本学会大会は、「未来社会における創造発明教育と進路メンタリング」というテーマで、▲発明トークショー、▲学術セミナー、▲進路教育のセッションで構成される。

1部では、世界的な脳科学者のチョン・ジェスン KAIST バイオ脳工学科教授の「クリエイティブなアイデアは脳からどのように作られるか?」とテーマに基調講演を行い、大学生が最も会いたいと思うメンター1位に選ばれたグーグルコリアのキム・テウォン常務の特別講演が行われる。

また、韓国発明振興会のイ・ジュンソク常勤副会長、大学生のCEO等がパネリストとして出て発明分野に関する進路について話し合う発明トークショーの時間が設けられる。

2部では、韓日科学教育学会、韓国創造力教育学会等8の関連学会*がそれぞれ創造発明教育をテーマに学術セミナーを行う。

* 8の関連学会：韓日科学教育学会、韓国創造力教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国カウンセリング学会、韓国職業教育学会

また、大学生のメンターが自分の発明の事例をソウル市教育庁と京畿道教育庁の発明英才200人余りの前で発表する。これを通じて自分の実際の経験を紹介し、参加者が自分の話を発表する「MAKERS」と「夢スターグラム」で構成される進路教育プログラムが行われる。

* MAKERS(マイキャリアストーリー):先輩たちの事例発表を通じて発明の進路に関する情報を入手し本人の特徴を探索した後、これで話を構成して表現するプログラム

- * 夢スターグラム (Dream・star・gram) : SNS 上の表現形式を通じて自分の進路抱負と価値観を宣言し、自分の進路に対する応援と支持を通じて、自負心や動機を強化するプログラム

特に今回のプログラムは「知的財産基盤次世代英才企業家」課程を修了した人たちがチーム別にメンターとして参加する。

- * 知的財産基盤次世代英才企業家: 中・高校生を対象に未来技術知識・知的財産素養・企業家精神等の能力を持つ人材の育成を目指して特許庁が KAIST、POSTECH 英才教育院と共同で運営 (2009 年から始め、現在は 7 期課程を運営中)

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「創造発明教育連合学術大会は、発明教育に関する学術的基盤を整え、発明教育が進むべき方向を模索する意義深い行事であり、学界だけでなく、生徒、保護者、教師等発明教育の関係者からも参加して交流する発明教育の祭りといえる」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 アップル、サムスンの上告に棄却要請

電子新聞(2016. 8. 1.)

アップルは 7 月 29 日 (現地時間)、米連邦最高裁判所の裁判部にサムスンのデザイン侵害事件の上告を棄却することを要請した。



アップルは、デザイン特許侵害による損害賠償問題について議会が明確な立場を取っ

てきたとし、サムスンが追加で主張を展開することを最高裁判所が許可する理由がないと主張した。

米国連邦最高裁判所は、「サムスン対アップル」の上告審の口頭弁論を10月11日に開くことにした。判決は、前例からみて、今年末か来年初めに出るものとみられる。

同事件の裁判は、アップルが2011年にサムスン電子のギャラクシーS、ギャラクシータブレット等がアップルが保有したスマートフォンとタブレットPC関連特許を侵害したとしてサムスン電子と米州法人のサムスンエレクトロニクスアメリカ、サムスンテレコミュニケーションズアメリカを相手に米カリフォルニア北部の連邦地方裁判所・サンノゼ支部に訴訟を起こしたことから始まった。

サムスン側は1審と2審で敗訴した後、昨年12月、アップルに2審の損害賠償額5億4,800万ドル(6,100億ウォン)をいったん支払った後、連邦最高裁に上告許可を申請し、最高裁判所はこの申請を受け入れた。

連邦最高裁判所は上告審で、「デザイン特許が製品の一つの構成要素にのみ適用される場合、特許侵害損害賠償額が侵害者の利益のうち、この構成要素に起因した利益に限定されるべきか」という質問を審理することにした。米国最高裁判所がデザイン特許事件を扱うのは1894年以降初めてだ。

米国の法律は現在、製品の一部構成要素においてのみ特許侵害が発生しても、全体製品の価値や利益を基準に損害賠償額を算定するように規定している。

しかし、サムスン電子は、当該デザイン特許がサムスン電子のスマート機器の価値に1%だけ寄与しているのに、利益の100%を持っていくのは不合理的だと主張している。サムスンがアップルに支払った2審の損害賠償額のうち、デザイン特許に係る部分は72.8%の3億9,900万ドル(4,400億ウォン)だ。

先月米法務部は、最高裁がこの事件を下級裁判所に差し戻した方が望ましいという意見書を提出した。

当時法務部は「サムスンが携帯電話全体ではなく、携帯電話の部品を基に損害賠償額を算定しなければならないという主張を上告の理由として提示したが、サムスンがこのような主張を支える十分な証拠を提示したかどうか不明確であるため、最高裁判所が下

級審に事件を差し戻した方が望ましい」という趣旨の意見を出した。

グォン・サンヒ記者 shkwon@etnews.com

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 特許庁、AI 知財権に関する研究を開始

電子新聞(2016. 8. 1.)

人工知能(AI)がコーディングしたソフトウェア(SW)の特許権は、誰に帰属されるのだろうか。

AI が様々な産業分野に適用されていることに伴い、特許権や著作権問題等 AI に関する法的対応の必要性が高まっている。政府が AI の知的財産権に関する中長期法的問題の研究に乗り出した。

8月1日、特許庁の関係者は「今はAIが小説や絵を創作するくらいだが、中長期的に見たとき、AIが発明した結果物を巡って特許問題も発生し得る。事前に問題を検討して対応策を作るために4月から内部にTF(タスクフォース)を設けて論議中である」と話した。

特許庁は、専門家の分析が必要だと判断し、「AI分野の産業財産権 이슈の発掘・研究」というテーマの研究を最近発注した。専門家と共同で予想されるAI関連法的争点を検討する。研究結果は、必要に応じて知的財産権政策の策定に反映する。

特許庁の関係者は「AIを発明者として認めるかどうか、発明した結果物に特許権を与

えるかどうか等、研究が必要な事案が多い。研究結果が出れば、政策に反映する基礎資料として活用し、必要に応じては関連省庁と共有して総合的に議論する予定だ」と付け加えた。

小説や絵等、AIによる創作活動が活発化しており、知的財産権や著作権等関連法律の検討の必要性が提起されている。

ソフトウェア政策研究所は今年6月「人工知能と法的争点」という報告書を出し、「知的財産権関連問題は、現場で直面した問題だ。AIによって作られたものも業務上著作物や職務発明の範囲に含めるかについて、考えなければならない」と分析した。

現行法上、著作権を含む知的財産権は人間が創作した結果物に限定される。このため、AIが作った結果物を誰もが自由に利用する問題(不正競争行為)が発生すると研究所は指摘した。法律の基準が明確でないため、検討が必要である。

特許庁だけでなく、著作権やAI産業の関連省庁においても論議が始まっている。

著作権政策を担当する文化体育観光部は、著作権法全面改正を準備する中でAI分野について議論している。文体部の関係者は「AIだけでなく、ビッグデータ、増強現実等の様々な新技術をカバーするデジタル時代の著作権法改正案を準備中だ。AI分野も専門家とともに著作権法の改正が必要な部分を探している」と話した。

未来創造科学部は最近、知能情報技術推進団の設立を準備中である。AIとICBM(IoT・クラウド・ビッグデータ・モバイル)等新技術の分析と中長期国家戦略の策定を担う。

未来部の関係者は「まだ推進団内の業務分担ができていない。(AI著作権、知財権等)今後議論が必要な事案は省庁間の協議を通じて決める方針だ」と話した。

キム・ジソン記者 river@etnews.com

5-2 電力設備の異常を自動診断する特許出願が増加

電子新聞(2016.8.7.)

一時的電力需要の急増によるブラックアウト(大規模停電)への懸念が高まる中、電力

設備の異常を事前に感知し、自動診断する技術開発が着実に増えていることが分かった。

特許庁は、2000~2002年 29件に過ぎなかった電力設備自動診断技術に関する特許出願が2003~2005年 51件、2006~2008年 80件、2009~2011年 174件、2012~2014年 277件と、増え続けたと7日に明らかにした。

電力使用量が増加する中、電力設備自動診断技術を利用してリアルタイムで電力設備を診断して管理し、大規模停電等の非常状況に備えるためのものとみられる。

分野別に見ると、電力を需要家に分配したり、電圧を変圧する配電盤電力設備の診断技術分野(51%)で最も多く出願された。次いで、電気線路と電気接続点診断技術分野(28%)、バッテリー診断技術分野(2%)の順となる。

出願が最も多い配電盤電力設備の診断技術関連出願は、これまで電力設備の電圧と電流を直接測定して診断する方式に頼ってきた。しかし、センサーを利用した最新の診断技術に関する出願が増加した。

配電盤電力設備の異常を診断するためのセンサー別の出願比率は、超音波を測定する超音波センサー(47%)が最も多く、熱を感知する赤外線センサー(26%)、スパークから光を感知する紫外線センサー(21%)が続いている。

超音波センサーを利用した配電盤電力設備の自動診断技術に関する出願は、中小企業(32%)と大学・研究所(32%)の割合が最も高かった。次いで大企業(24%)、個人(12%)等の順だった。

シン・ソンミ記者 smshin@etnews.com

5-3 中国半導体市場の成長、国内人材流出への懸念も

デジタルタイムズ(2016.8.15.)

中国2位のディスプレイメーカー、チャイナスター(CSOT)は、最高経営者(CEO)にLGディスプレイの副社長出身のキム・ウシク氏を選任した。彼はLGディスプレイ、坡州7世代LCD生産工場の建設と量産を総括した中核的な人物だ。

中国最大のディスプレイメーカーのBOEがこれまで100人以上の韓国人人材をスカウトしたことが分かった。2003年、韓国のLCDメーカーであるハイディスプレイを買収して核心技術や人材を手に入れ、今やディスプレイ産業の強者に成長している。同社は、国内装備メーカーのエンジニアを継続してスカウトし、技術格差を減らしている。

中国が「半導体・ディスプレイ崛起」を宣言し、昨年から今年まで75兆ウォン以上の設備投資を大々的に進め、国内装備メーカーが久しぶりに高い実績を上げている。しかし、中国の市場規模が大きくなっただけに、莫大な資金力を基に装備だけでなく、国内の中核的な人材まで引き抜いていくという懸念の声が高まっている。

業界によると、中国発の半導体・ディスプレイ装備の発注が相次ぎ、韓国装備メーカーは数年ぶりに好調を続けている。実際、国内装備メーカーのディエムエスは、中国のBOEが福州に建設中の8.5世代液晶表示装置(LCD)工場と10.5世代LCD工場に425億ウォン規模のディスプレイ製造用装備を供給する。シンソンエフエーも今年、997億ウォン規模の工程自動化装備を供給した。中国2位のディスプレイメーカー、チャイナスター(CSOT)も8.5世代LCD工場を作っており、今後2~3年間国内の装備メーカーの受注はさらに続く見通しだ。

国別半導体装備出荷額の推移及び増減率

(単位：10億ドル)

区分	2016年 第1四半期	2015年 第1四半期	増減率
台湾	1.89	1.81	4%
韓国	1.68	2.69	-37%
中国	1.6	1.16	39%
日本	1.24	1.26	-2%
北米地域	1.01	1.47	-32%
その他地域	0.51	0.43	18%
欧州	0.35	0.69	-49%
全体	8.28	9.5	-13%

<資料：国際半導体装備材料協会>

このように、中国発の追い風に国内の装備メーカーは実績を挙げているが、喜んでばかりにはられない状況だ。当面は売上が発生するが、中国への人材流出等、脅威が存在しているためだ。中国メーカーは、韓国発注の経験がある人材や装備メーカーの人材をスカウトし、韓国のノウハウと技術を確保するという戦略だ。特に中小企業の人材は、半導体工程の進行順序等について把握しているため、短期間で韓国を追撃できる良い資源となる。

実際、昨年中国の半導体関連業種に就職した韓国人材は1,000人を超える。中国のBOEに就職した国内中小企業の人材は現在100人余りで、チャイナスターにも数十人の韓国入従業員が努めていることが分かった。

サムスン電子とSKハイニックス等国内の大手企業は、これに対応して同種業界への転職制限、退職幹部の管理等のシステムを導入した。しかし、これも全体退職者の10%だけを管理している水準だ。処遇が劣悪な中小の装備会社の場合は、これすら難しい。ある半導体装備会社の関係者は「中国が莫大な資本力を武器に装備メーカーのエンジニアに高額年収を提案して誘ってくるというが、強い使命感や愛国心がない限り、誘いに乗ってしまうのが現状だ」と話した。

実際に、最近中国2位のディスプレイメーカーであるチャイナスター(CSOT)は、LGディスプレイ副社長出身のキム・ウシク氏を代表取締役を選任した。これに先立って、サムスン電子とSKハイニックスで副社長を務めた後、STXソーラー・社長を経て、ハンファキューセルでCTOを務めた半導体専門家も昨年末、台湾で半導体関連のコンサルティングをすることになっている等、半導体業界に人材流出の恐怖が広まっている。

このような人材流出を阻止することは容易ではない。産業技術流出防止法等があるが、子会社に入社する等、法の網を巧妙にくぐり抜ける。大企業は中国への人材流出に備えて年収の引き上げや教育機会の提供等、核心人材に対する管理を強化している。一方、中小装備メーカーは、中国顧客会社の要求を断ることが容易ではなく、従業員の待遇を改善することも難しいため、無策でやられざるを得ない状況だ。

このような状況を受け、政府は大手企業と共同で共生協力システムを構築し、人材や研究開発を支援する形で問題を解決するとしているが、このような対策が通用するかどうかは疑問だ。

産業通商資源部の関係者は「サムスン電子や SK ハイニックス等、企業と協議して人材流出を防ぐ対策について意見をまとめている。敏感な事案であり、企業別の状況が異なるため、細部の対策がまとまるまでは時間が必要だ」と話した。

キム・ウン記者 silverkim@dt.co.kr

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム